

豊山町地域包括支援センター運営協議会設置条例

平成27年3月24日

条例第6号

(設置)

第1条 豊山町地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下「支援センター」という。）の適切な運営及び公正かつ中立性の確保を図るため、豊山町地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援センターの設置、変更及び廃止に関すること。
- (2) 支援センターの運営に関すること。
- (3) 地域包括ケアに関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、支援センターの公正かつ中立性を確保する事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療及び保健関係団体の代表者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 福祉ボランティア団体の代表者
- (5) 一般公募により選出された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、支援センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年豊山町条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略